

令和7年度 運営規程

保育の提供を開始するにあたり、当園が説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	茅野市
代表者氏名	茅野市長 今井 敦
所在地	茅野市塚原二丁目6番1号
電話番号	0266-72-2101

2 保育所の概要

施設の種類	保育所				
施設の名称	茅野市玉川保育園				
所在地	茅野市3439番地				
連絡先	TEL0266-72-3265、Fax0266-72-3265				
管理者名	園長 両角勢津子				
利用定員	総合計 220人	0歳児 6人 1・2歳児 44人	3号認定 合計 50人	3・4・5歳児 170人	2号認定 合計 170人
自己評価の概要	職員による保育内容等の評価を行い、保育に関する資質向上に努めます。				
職員研修の実施状況	園内研修、階層別保育士研修、職層別研修				
認可年月日	昭和30年11月5日				

3 施設の目的・運営方針

目的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
運営方針	「様々な人との関わり、遊びや生活を通して、豊かな心情・意欲・態度を身に付ける」ことを重点に、それぞれの地域の状況を踏まえ、創意工夫をし、特色のある保育園づくりに努めます。 ○一人一人の心身の状態や家庭生活の状況などを踏まえ、子どもの“育ち”の視点に立って保健・医療・福祉・教育が連携した保育 ○温かくくつろげ、生き生きと活動でき、子どもが安心して育つことのできる環境 ○絵本の読み聞かせや様々な遊びや体験を通して、豊かな心とたくましい身体の育成 ○子育てのパートナーとして、子どもの育ちを見守る、家庭や地域との連携
保育方針	・くつろいだ雰囲気の中で、健康で安定できる保育環境を用意し、一人一人の思いを大切にしながら、快適に園生活が送れるようにします。 ・子どもや保護者、地域の方々との挨拶を大切にし、心を交わし合いながら、元気な笑顔がつながる保育園を目指します。 ・環境を通して子ども自らが関わり、感性、意欲を高めながら、心豊かに活動する子どもを育てます。 ・絵本、運動遊び、ごっこ遊び、食育を大切にした保育を進め、様々な体験を通して発達の援助を行い、生きる力の基礎を育みます。 ・一日保育士体験などを通し、保護者との信頼関係のもとに子育てを一緒に考え支援します。

4 施設・設備等の概要

敷 地	全 体	6,229.84 m ²		
建 物	構 造	鉄筋造1階	延べ面積	1,377.58 m ²
施設の内容	遊戯室 保育室： 11 室 便所： 4 か所 事務室、調理室、調乳室、子育て支援室、園庭、材料室、倉庫 他			

5 職員体制 (令和7年4月1日現在)

職種	職務の内容	職員数
園長	園務を司り、職員及び業務を管理・監督する。	1 人
主任保育士	園長を補佐するとともに、他の保育士を統括する。	2 人
常勤保育士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録・連絡等	17 人
パート保育士等	常勤保育士の保育補助	7 人
延長保育補助員	8時間を超える保育補助	12 人
保育サポーター	保育補助、施設営繕	1 人
事務	庶務全般	1 人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食・おやつを調理	5 人

6 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	平日 午前7時30分から午後7時 土曜日 午前7時30分から午後2時00分
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

※現在、土曜保育を利用する園児が減少していることから、合同保育を行う可能性があります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育短時間認定	保育時間	午前8時00分から午後4時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時、午後4時以降
保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
緊急預かり保育	開所時間のうち、認定時間外にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、緊急預かり保育を行います。 なお、この場合には別途預かり保育料が必要になります。	

※入園式、卒園式、運動会は、行事時間内の保育となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

特に1歳児の保育士配置については、園児4人に対して1人と国基準（6：1）を上回る配置をしています。

(2) 延長保育

(3) 障害児保育

(4) 特別利用保育（定員に余裕がある場合、1号認定の受入れ）

(5) 一時保育

9 給食について

実施方法	自園調理
給食の方針	本園の給食は、保育園の給食室で調理します。 保護者の方へは、前月に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	食物アレルギーがある場合は、医師の診断書に基づき、アレルギー対応マニュアルに沿って対応します。

10 利用者負担について

- (1) 保育料 市が定める額（3歳以上児童、0～2歳住民税非課税世帯、第3子以降は無償）
- (2) 延長保育料 市が定める額
- (3) 保育料以外の費用
保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。
 - ① 給食費（月額：主食代270円、副食費4,500円）は、毎月月末（土、日、祝日等の場合は翌営業日）に指定された口座から振替をします。
 - ② 個人に帰属する下記の消耗品は、**6月30日(月)**に指定された口座から振替をします。
 - ・共済掛金（日本スポーツ振興センター）の災害共済給付制度の一部負担金 240円
 - ・カラー帽子610円、出席ノート225円、出席シール291円、給食用ナフキン139円、おやつ用ナフキン77円、クレヨン506円、粘土308円、延長保育用おやつナフキン42円
 - ③ その他、必要な実費は随時お知らせします。（現金にて徴収します。）
 - ・竹馬（1,550円）・観劇代・遠足時のバス代・記念写真代等

11 緊急時の対応

園児に緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡します。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書及び防災マニュアルにより対応します。
避難・消火訓練	火災及び地震等の訓練は、非常災害対策訓練年間計画に基づき、毎月1回実施します。
防災設備	消火器具・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・避難器具

13 賠償責任保険の加入

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	保育園の管理下における負傷、疾病、障害、死亡に対する給付
補償金額	独立行政法人 日本スポーツ振興センター及び全国市長会学校災害賠償補償保険の規定による

14 相談・要望・苦情の受付

解決責任者	両角 勢津子
受付担当者	宮坂 亜紀子 小林 理沙
利用時間	開所時間内
連絡先	電話 0266-72-3265・FAX 0266-72-3265
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

15 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童福祉法（第18条の22（保育士の守秘義務））等に基づき、当市の個人情報保護マニュアルにより厳正に管理し、取扱います。